

大美介 ——— 407
平成22年11月25日

各 所 属 長 様

事 務 局 長
(公印省略)

平成23年度予算編成方針について（依命通知）

このことについて、大仙美郷介護福祉組合財務規則（平成14年規則第7号）
第7条の規定に基づき、管理者の命を受け別紙のとおり通知する。

(別紙)

平成23年度 大仙美郷介護福祉組合予算編成方針

1 国の財政事情と地方財政

日本経済の直近の状況は、景気が緩やかに回復しつつあるものの、改善の動きに一服感がみられるとされ、先行きについては、景気改善テンポの鈍化した状況がしばらく続いた後、緩やかな回復経路に復していくともの予想されている。(日銀「金融経済月報」より要約引用。)

こうした状況の中、政府は、政権交代後初めての本格的な編成となる23年度予算において、新成長戦略を着実に推進し、元気な日本を復活させるためには予算の構造改革が不可避であるとし、省庁間における予算配分の組み替えや、ムダづかいの根絶、効果の高い政策への重点配分等を通じ、歳出総枠約71兆円の枠内で、「元気な日本復活特別枠」の規模を出来るだけ大きくすることとすると同時に、同特別枠の配分において行う「政策コンテンツ」の実施を公開することで、国民に向け、予算編成の透明化強化を図ることとしている。

一方、22年度の地方財政は、県内の製造業が黒字に転じる見通しであり、非製造業においても21年度に黒字転化した後、その黒字幅が拡大する見通しであるなど、地方の景気に持ち直しの傾向がみられるものの、個人所得や納税者人口の減少等から地方税収入の落ち込みが見込まれ、依然として厳しい状況から脱していない。

2 本組合の財政状況と予算編成の基本方針

(1) 本組合の財政状況

本組合の財政状況は、国の厳しい財政事情の下、介護報酬単価が引き下げられるなどしたことから、18年度から21年度まで4年連続で実質単年度収支が赤字となっているところである。

歳入については、これまで、短期入所や通所介護事業に関し利用者数の減少が見られてきたところであるが、22年度は、比較的堅調な動きに転じつつあることなどから、23年度においては、更に好転する可能性があるものと期待される。

一方、歳出については、22年度において行った組織のスリム化や契約方法の見直しにより一定の効果が得られているところであるが、23年度においては投資的経費が大きく見込まれることもあり、引き続き改革に予断を許さない状況である。

(2) 予算編成の基本方針

上記のような状況の中、当組合では平成22年10月1日に、「基本理念」及び「行動指針」を策定したところである。

23年度予算は、基本理念等を策定後最初の予算であり、今後の当組合の姿を示す重要な位置付けとなるものである。

“利益”は、あくまでも基本理念等で掲げる事項を達成する“手段”として必要なものであり、決して利益が目標そのものではないという共通理解の下、また、全員経営の姿勢で財政の窮状を乗り越え、再び後退させないという共通決意の下に、基本理念等に沿った施策が実施できる必要な予算を確保すると共に、1年でも早く実質単年度収支の黒字化を果たし、“利益”すなわち“手段”を得て、サービスの向上に全力を挙げて取り組まなければならない。

以上の基本方針で、予算を編成する。

3 予算編成の全般的事項

(1) 年間総合予算の編成

23年度予算は、年間総合予算として編成し、23年度中に見込まれる財政需要は、全てを当初予算に計上する。

したがって、年度途中における補正は、当初予算成立後における制度改正（編成前において制度改正を予想し得るものについては、当初予算計上とする。）や災害によるもののほか、特別な理由がない限り行わない。

(2) 施策立案・実施の視点

厳しい財政状況の中、最小の経費で最大の効果が得られるよう、次の視点に留意した施策展開を徹底する。

- ・ ゼロベースの視点

行事、会議等の企画に当たっては、開催の必要性も含めてゼロベースで検討することとし、前年度と比較して規模、招集職員の範囲、回数等を確実に縮減すること。

なお、報告書の回覧で足りる内容や2次的な周知方法で足りる会議は、廃止を原則とする。

- ・ 基本理念等の視点

基本理念及び行動指針に沿っているか、いないかの判断基準を保つこと。

4 歳入に関する事項

(1) 構成団体負担金

構成団体負担金は、地方債の償還金（平成15年度許可債を除く）、子ども手当、ケアハウス事務費及び生活支援ハウス運営費に要する額を計上すること。

(2) 介護サービス収入

介護サービス収入は、実績、今後の見込み等を踏まえ、過大とならないよう的確な見積もりとすること。

(3) 受託事業収入

受託事業収入は、新年度における事業量等について委託者と十分協議の上、見積もること。

5 歳出に関する事項

(1) 給与費

給与費は、原則として平成23年1月1日現在の職員配置に基づき、新年度における普通昇給分（標準評価の4号給による）及び各負担金率の変動を見込んで見積ることとし、給与改定及び扶養手当、住居手当、通勤手当の区分異動は見込まないこと。この場合において、定年退職、新規採用、事業の廃止等職員の増減が明らかに見込まれる場合にあつては、事務局行財政班と協議の上、当該見込まれる増減を加味して算定すること。

(2) 補助金

職員親睦会に対する補助金は、大仙美郷介護福祉組合職員親睦会事業補助金交付要綱（平成19年訓令第10号）に基づき見積もること。

(3) 投資的経費

投資的経費は、必要性、緊急性、投資効果等を十分に検討した上で見積もること。なお、事業概要及び優先順位を明示した資料を予算見積書に添付すること。

(4) 経常的経費

21年度決算額、22年度決算見込額等を参考に、必要最少額を見積もること。

(5) その他

・ 消耗品費

一般管理費に計上する共通事務的消耗品費は、550千円を上限として計上すること。

介護用の消耗品費は、定員1人当たり120千円として計上すること。

・ 夏祭り関係予算

夏祭り予算枠は、各施設300千円を上限とし、当該枠内において、夏祭りに係る支出科目に適宜振り分けること。ただし、規模、実施方法等について議論が進んだ場合においては、これを変更することがある。

・ 嘱託員等関係予算

別に定める平成23年度職員配置計画等に基づき算定すること。

6 その他の事項

(1) 予算編成の日程予定

- ・ 行財政班調整 1月中旬
- ・ 担当課長ヒアリング 1月下旬
- ・ 事務局長査定 2月上旬
- ・ 管理者査定 2月中旬

(2) 予算見積書の入力

1月11日（火曜日）までに入力すること。

なお、この予算編成方針に定めるもののほか、入力に当たり必要な事項は、事務局長が別に定める。